



労組周辺動向 No.33

2018年4月20日現在

1. 法・政策

(1) 4月6日、政府が「働き方改革法案」を国会に提出

法案の詳細は以下から（日本語）。

正式名称は「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案」。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/196.html>

(2) 外国人に技能実習後も5年就労できる新在留資格を政府が検討

農業や介護現場などの人手不足に対応しようと、政府は、外国人労働者向けの新たな在留資格を設ける方向で検討に入った。最長5年の「技能実習」を終えるなどした外国人が、さらに最長で5年就労できるようにする。出入国管理及び難民認定法（入管法）改正案を秋の臨時国会に提出、成立させ、来年度からの新制度施行をめざす。

「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」報告書は以下から（日本語）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000201255.html>

(3) 厚生労働省“ブラック企業リスト”更新 外国人の賃金を搾取した「国際友好協会」も追加

厚生労働省は4月20日、労働基準関係法違反の疑いで送検された企業のリストを更新した。

厚生労働省のウェブサイト「労働基準関係法令違反に係る公表事案」（いわゆる「ブラック企業リスト」）は以下（日本語）。

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/dl/170510-01.pdf>

2. 法違反・闘い

(1) 公共職業訓練で障害理由に不合格：「直接差別で違法」 県に33万円賠償命令

発達障害を理由に公共職業訓練の選考で不合格になったのは違法だとして、高知市に住む男性が県に対して不合格処分の取り消しを、県と国に慰謝料などを求めた訴訟の判決が4月10日、高知地裁であった。裁判長は「原告は精神的損害を被った」として、原告が県に求めた165万円のうち、33万円の支払いを命じた。

判決公判後、男性は「自分にとっては全面勝訴。障害者は害悪であるという誤解と偏見こそが共生社会にとっての障害。障害者雇用・求人が増えることを希望する」と話した。

(2) エステ従業員の固定残業代は無効、未払い分支払い命令—原告側「典型的な求人詐欺」
エステサロンで働いていた女性従業員4人が、会社相手に2014年～2016年までの未払い残業代として計約520万円を求めていた訴訟で、東京地裁は4月18日、会社に計約420万円の支払いを命じた。

女性たちの代理人は「典型的な求人詐欺の事例で、固定残業代が無効と判断された」と評価している。

件に疑問がある場合は、公的機関や労働組合などに相談すると良いだろう。

(3) 社員待遇格差めぐり最高裁で弁論

正社員と非正規社員の仕事の内容が同じ場合、待遇の違いは違法になるかどうかで争われている裁判が最高裁で開かれた。

6月1日に言い渡される判決はいわゆる「同一労働同一賃金」をめぐる議論に影響を与える可能性もあり、注目される。

20日の最高裁判所での弁論は、原告側は、「同一の労働なのに定年後に賃金が切り下げられれば働く意欲を甚だしく弱める」と主張した。

これに対して会社側は、「多くの事業者が賃金を一定の割合で減額して労働者の雇用を確保してきたことは積極的に考慮すべきだ」と反論した。

3. 情勢・統計

(1) 性的少数者カップル、決意の宣誓 福岡市、パートナー制度開始

性的少数者のカップルを公的に認める「パートナーシップ宣誓制度」が新年度、福岡市で始まり、第1号カップルが2日、市役所で宣誓書を提出した。宣誓制度を設けた自治体は全国7例目で、同性間に限定しない制度は札幌市に続いて2例目となる。

福岡市の制度は（1）20歳以上で市内在住か転入予定（2）双方に配偶者かパートナーがいない（3）近親者でない——を条件に、一方または双方が性的少数者の場合を対象にした。法的拘束力はないが、市立病院での手術の同意や市営住宅の申し込みで家族同様の扱いをする。市によると、4月中にほかに6組の宣誓予約がある。

(2) 障害ある人は936万人、人口の7.4% 厚生労働省推計

厚生労働省は4月9日、体や心などに障害がある人の数が約936万6千人との推計を公表した

。前回2013年の推計（約787万9千人）より、約149万人増えた。日本の全人口

に占める割合も、約6.2%から約7.4%に増えた。

2014～2016年に実施した障害者への生活実態調査からの推計で、身体障害者は約436万人（前回より約42万3千人増）、知的障害者が約108万2千人（同約34万1千人増）、精神障害者が約392万4千人（同約72万3千人増）。

いずれも高齢者が増加傾向にあり、65歳以上の割合は身体障害者の74%（前回推計では69%）、知的障害者が16%（同9%）、精神障害者が38%（同36%）だった。厚生労働省は高齢化の進行に加え、障害への理解が進んで障害認定を受ける人が増えたことも増加要因と分析している。

「平成28年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）：結果の概要」は以下（日本語）。

http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/seikatsu_chousa_b_h28.html

(3) 正社員の待遇下げ「格差是正」—日本郵政が異例の手当廃止

日本郵政グループが、正社員のうち約5千人の住居手当を今年10月に廃止する。この手当は正社員にだけ支給されていて、非正社員との待遇格差が縮まることになる。「同一労働同一賃金」を目指す動きは広がりつつあるが、正社員の待遇を下げて格差の是正を図るのは異例だ。

同一労働同一賃金は、安倍政権が今国会の最重要法案とする働き方改革関連法案に柱の一つとして盛り込まれている。厚生労働省のガイドライン案では、正社員にだけ支給されるケースも多い通勤手当や食事手当といった各種手当の待遇差は認めないとしている。

政府は非正社員の待遇が、正社員の待遇に引き上げられることを想定。非正社員の賃金を増やして経済成長につなげる狙いもある。ただ、日本郵政グループの今回の判断で、正社員の待遇を下げて対応する企業が広がる可能性がある。

(4) 夜明け前から読経準備、お坊さんは修行者 or 労働者？ 高野山僧侶のうつ病が労災認定

高野山の寺院に勤める40代男性僧侶のうつ病が労災と認定された。

男性は午前5時前から、長いときは午後9時過ぎまで働いていた。朝の読経など、宿泊者の世話をしながら寺院の通常業務にも従事していたためだ。

厚生労働省は、僧侶をはじめとする聖職者の労働者性についての通達を出している。「宗教団体についての労働基準法の適用（労働基準法第9条関係）」（昭和27年2月5日付基発第49号）である。

専門家は「寺院・僧侶も世間の信頼を勝ち取り、今後も布教活動をしていくためには、しっかりと法律を守ることが必要であることを今回の事例は示している」と述べている。

(5) 性的少数者支援へ千葉市がガイドライン作成

LGBTなど性的少数者への理解を深め、状況に応じた対応や支援ができるように、千葉市は3月、「LGBTを知りサポートするためのガイドライン（指針）」を作った。2020年の東京五輪・パラリンピックを控え、様々な個性を持つ人に配慮する気持ちを醸成できるようにしたいという。

指針では、「誰もが自分らしく生きることを認め合う社会」を目指し、LGBTの基礎知識の他に、場面ごとの適切な対応について考え方を説明。「性別や関係性を決めつける表現をしない」「性別が周囲にわからないように氏名は口にせず書類を指さして確認する」といった実際の対応事例や、当事者が不快に思う言葉を紹介している。

指針は、市ホームページで（日本語）。

http://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/danjo/lgbt_guideline.html

(6) 岐阜県がLGBT相談窓口を設置：第3金曜日の夕方に

岐阜県は4月20日から、LGBT（性的少数者）の電話相談窓口を設ける。性的指向や性同一性障害などで悩みを抱える人の受け皿になることをめざす。

県は昨年1月、「人権に関する県民意識調査」を実施。「性的指向が異なる人への人権問題を解決するために必要なこと」という設問に対し、回答では「教育・啓発広報活動の推進」「法的認知・保護」に次いで「人権相談所や電話相談所を充実する」が3番目に多く、18%だった。

窓口の開設は毎月第3金曜日の午後5～8時。専用電話（058・278・0858）まで。